

平成 27 年 7 月 13 日

米国証券取引委員会「Application of Certain Title VII Requirements to Security-Based Swap Transactions Connected With a Non-U.S. Person's Dealing Activity That Are Arranged, Negotiated, or Executed by Personnel Located in a U.S. Branch or Office or in a U.S. Branch or Office of an Agent」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、米国証券取引委員会（SEC）が本年5月13日に公表した「Application of Certain Title VII Requirements to Security-Based Swap Transactions Connected With a Non-U.S. Person's Dealing Activity That Are Arranged, Negotiated, or Executed by Personnel Located in a U.S. Branch or Office or in a U.S. Branch or Office of an Agent」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。今後、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

○Non US Person への規制適用について（III. Application of the Dealer De Minimis Exception to U.S. Security-Based Swap Dealing Operations of Non-U.S. Persons）

1. 米国商品先物取引委員会（CFTC）の規制との整合性の確保について

SECによる店頭デリバティブ規制は、規制遵守のための業務負荷の観点から、既に適用開始済みのCFTCの規制と平仄の取れた規制内容としていただきたい。

既にCFTCが適用を開始している店頭デリバティブ規制においては、少なくとも一方のNon US Personが、米国に所在する従業員または代理人を用いて、組成、交渉、または執行する、ディーリング活動と関連する取引の取り扱いは、現在、規制の適用が延期されている。（CFTCルールFTN513/SA13-69）

かかる状況下、SECがCFTCと異なるルールを定める事になれば、スワップディーラー（SD）と証券派生スワップディーラー（SBSD）両方に登録する企業にとっては、過度の負担となるため、本状況は回避すべきと考える。

併せて、企業の管理負荷軽減のため、その他の各種規制遵守項目についても、SECとCFTCとの間で極力平仄の取れた内容としていただきたい（閾値のカウント方法や、US Person定義、スワップ情報蓄積機関への報告項目等を共通化すべき）。

2. 適切な移行措置の導入について

Non US Person が米国で行う SBS 取引は、US Person と比較して取引量が小さいことから、Non US Person の SBS 取引を通じて、米国金融市場に与える影響は相対的に小さいと考えられる。

しかしながら、米国外での取引がビジネス活動の中心である、Non US Person については、米国規制に対応するためのインフラ整備などに追加コストや時間が必要となり、US Person 以上に規制対応に係る負荷が出てくる。

したがって、本 SEC 規制が本格導入される場合には、Non US Person への規制適用について、適切な猶予期間の設定と段階的な規制導入等の措置の検討をお願いしたい。

以 上